

〔事案 25-195〕 契約無効確認請求

・平成 26 年 7 月 1 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約者である法人の前代表者が契約申込書に不実記載を行ったこと、被保険者の同意が無いことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 12 月、および平成 15 年 3 月に契約した定期保険について、以下の理由により、契約申込書に不実不正記載があり、契約について被保険者の同意がないことから、契約を無効にし、受領済みの解約払戻金と既払込保険料との差額を返還してほしい。

(1) 契約申込書上の被保険者に関する記載は、申立人の前代表者と募集人が相談の上、被保険者本人に無断で“取締役”として登記され、役員報酬の支払いもなされていないという事実と反した内容になっている。

(2) 契約申込書および条件付契約への承諾書について、被保険者は署名捺印した記憶がないと証言している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 被保険者の同意については、申込書、保険診査および特別条件付契約への承諾書等につき、募集人からそれぞれ説明を受け、被保険者は十分に理解している。

(2) 被保険者に対する債権回収の必要性があって加入することになったことを、募集人は申立人から聞いており、契約締結の合理的理由、経済的動機が認められる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および被保険者の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

1. 申立人の主張について

(1) 契約申込書の不実記載

申立人が主張する不実不正記載が認められたとしても、不適切な取り扱いであったとはいえるが、そのことが本契約の無効原因とまではならない。

(2) 被保険者の不同意

①被保険者の同意なく締結された保険契約は無効となるので（旧商法 674 条）、本件では、被保険者の同意があったか否かが争点となる。

②そこで、被保険者の事情聴取を実施したところ、以下のとおりであった。

(a) 申込書および承諾書の被保険者の署名捺印について、被保険者は、自分の筆跡ではなく、印影も被保険者の印鑑ではないと述べ、被保険者の同意について否定した。

(b) 本契約締結までの経緯や締結時の状況、その他本件の関連事項について、被保険者の記憶の問題もあつてか、明らかにはならなかった。

2. 当審査会の判断

- (1) 被保険者が自ら署名したと認められる書面と、本契約の申込書および承諾書の被保険者の署名の、双方の筆跡は似ていることから、被保険者の供述をもって、申込書および承諾書の被保険者欄の署名捺印が被保険者に無断で行われたと認めることはできない。
- (2) この点については、更に検討を要するが、そのためには、被保険者の筆跡について鑑定によらざるを得ない。また、本件における重要な証人といえる被保険者に、詳細な聴取をする必要があるが、当事者の主張が大きく対立する本件においては、当事者双方に尋問の機会を保障するのが望ましいといえる。
- (3) しかし、当審査会には、筆跡鑑定の手続は備わっておらず、また、事情聴取における当事者による尋問の機会は保障されていないので、本件について、当審査会が裁判外紛争解決機関として適正に判断することは著しく困難であって、本件の適正な解決のためには、鑑定手続や厳格な証拠調手続を備えている裁判手続による解決が相当といえる。